

(案)

稲沢市ごみ処理基本計画
(改定計画)



©稲沢市 いなッピー

令和 3 年 4 月 改 定

愛 知 県 稲 沢 市

稲沢市ごみ処理基本計画

目次

第1章 計画のフレーム

1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画対象区域	4
5	計画対象廃棄物	4
6	計画人口	4

第2章 ごみ処理の現状と課題

1	ごみ処理の流れ	5
2	ごみ処理量	6
3	ごみ処理費用	7
4	最終処分の状況	8
5	し尿・浄化槽汚泥処理量	9
6	ごみ処理の課題	10

第3章 ごみ処理基本計画

1	計画の基本方針	11
2	計画の項目	11
3	ごみ処理量の見込み	12
4	し尿・浄化槽汚泥の処理量の見込み	14
5	ごみの発生・排出抑制のための方策	15
6	分別の種類及び区分	16
7	処理及び実施主体	18
8	処理施設の整備	19
9	計画の推進	20

第1章 計画のフレーム

1 計画策定の背景

(1) 計画の策定

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条に基づき、10年から15年先の目標を定め、概ね5年ごとに見直しを行うこととなっています。前計画では平成27年度までを計画期間としていましたが、本計画においては平成28年度から10年間を目標年度とした計画を策定するものです。

(2) 法制度・社会情勢の変化

小型家電リサイクル法の制定、食品リサイクルに係る先進的取組みの進展など、廃棄物を取り巻く法制度や社会情勢は常に変化しています。これらの変化に柔軟に対応していくため、長期的な視点に立った安定的な処理と機動的な対策を両立できる基本方針を明確にします。

環境基本法 ----- 環境保全についての基本理念を規定

循環型社会形成推進基本法 ----- 循環型社会の形成に関する基本原則を規定

廃棄物処理法 ----- 廃棄物処理に関する事項を規定

資源有効利用促進法 ----- 事業者によるリデュース、リユース、リサイクル対策を規定

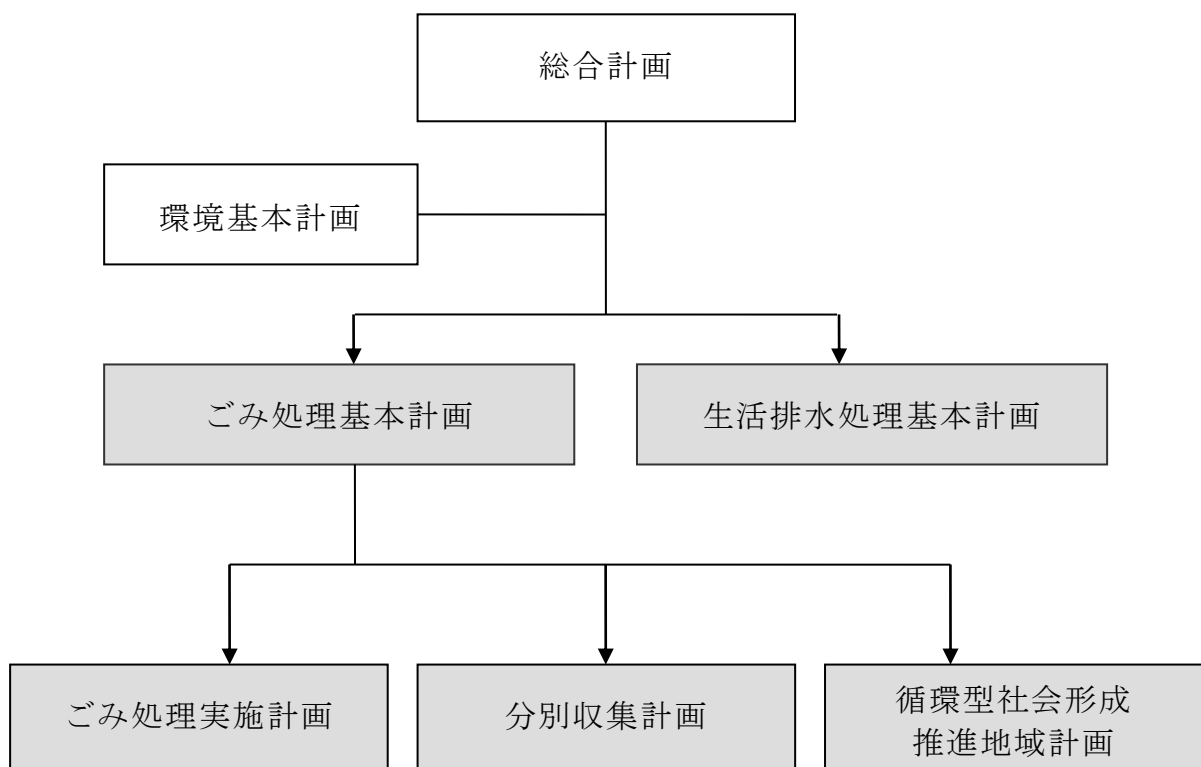
リサイクルに関する個別法	容器包装リサイクル法	----- 容器包装の分別収集とリサイクルの義務化を規定
	家電リサイクル法	----- テレビ等の廃家電品の引き取り、リサイクル、消費者の料金負担の義務化を規定
	小型家電リサイクル法	----- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進を規定
	食品リサイクル法	----- 食品残さの発生抑制、減量化、リサイクルの促進を規定
	建設リサイクル法	----- 建設廃棄物の分別解体、リサイクルの促進と義務を規定
	自動車リサイクル法	----- 使用済み自動車のリサイクル、適正処理の促進と義務を規定
	グリーン購入法	----- 国等による環境物品調達を推進を規定

2 計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生抑制、減量化、資源化、収集運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関する全体を包括するものです。

策定に当たっては、総合計画や環境基本計画との整合を図り、市民・事業者・市の協働のもと、「ごみの減量とリサイクルの推進」に取り組むことを基本とします。

計画の体系図



※ごみ処理実施計画 ごみ処理基本計画を基に毎年度の実施計画を策定

※分別収集計画 容器包装リサイクル法の規定により容器包装廃棄物の分別収集等に関する5か年計画（3年ごとに見直し）を策定
現計画は、第9期で令和元年6月策定

※循環型社会形成
推進地域計画 循環型社会形成推進交付金に基づく廃棄物の3Rを地域で総合的に推進するための計画を策定
平成23年度から平成27年度までを計画期間とし、平成22年11月策定

3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。なお、社会経済情勢や関係法令の変化に対応するため、中間年度である令和 2 年度に見直しを行い、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で改定後の計画期間とします。

■ 計画の期間



4 計画対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

5 計画対象廃棄物

計画の対象廃棄物は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ、し尿、浄化槽汚泥）とします。

6 計画人口

本計画における令和 7 年度の予測人口は、次のとおりとします。

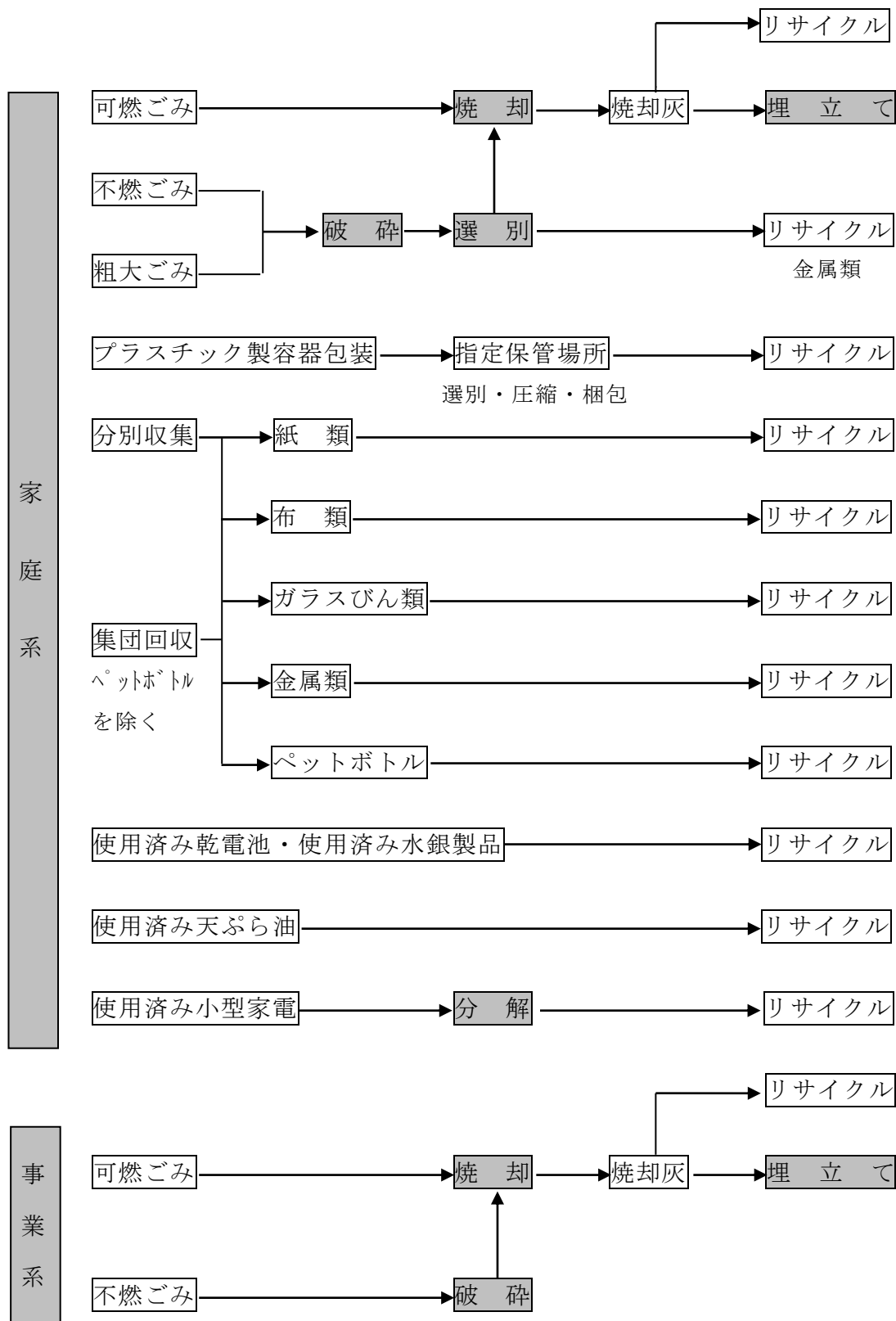
区 分	令和 2 年 10 月 1 日	令和 7 年度
人 口	136,315 人	126,487 人※

※稲沢市人口ビジョンより

第2章 ごみ処理の現状と課題

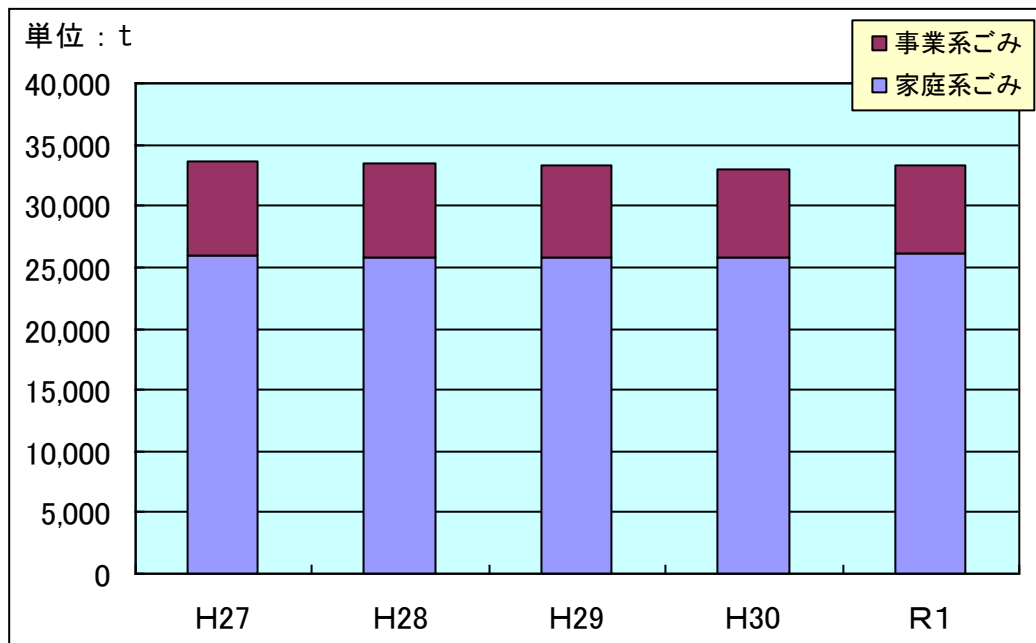
1 ごみ処理の流れ

令和2年度における本市のごみ処理の流れは、以下のとおりです。



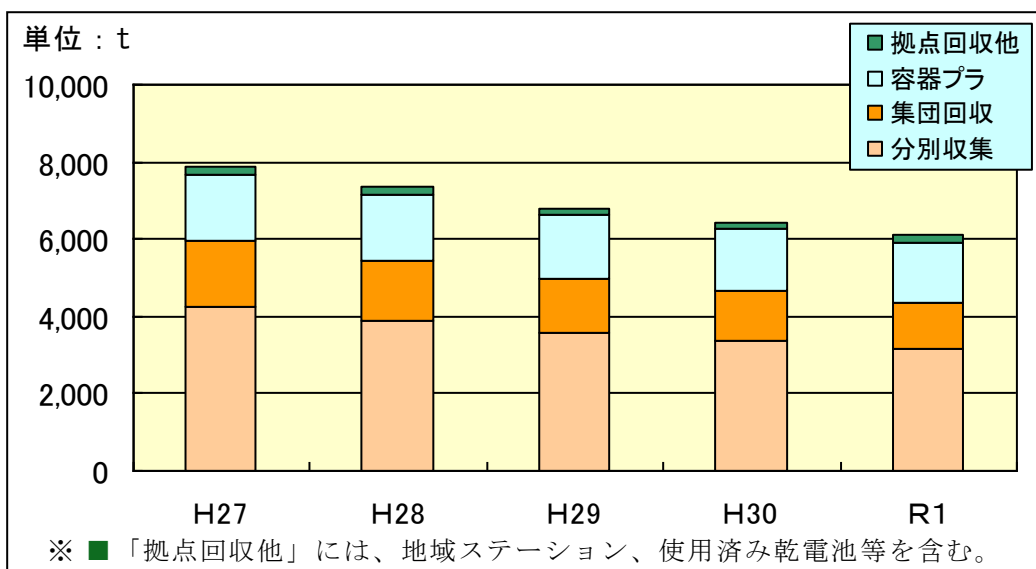
2 ごみ処理量

(1) ごみの処理量



可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の一般ごみは、環境センターで中間処理しています。これらのごみ処理量は、家庭系ごみは増加傾向、事業系ごみは減少傾向にあり、全体としてほぼ横ばい傾向にあります。

(2) リサイクル資源等の収集量

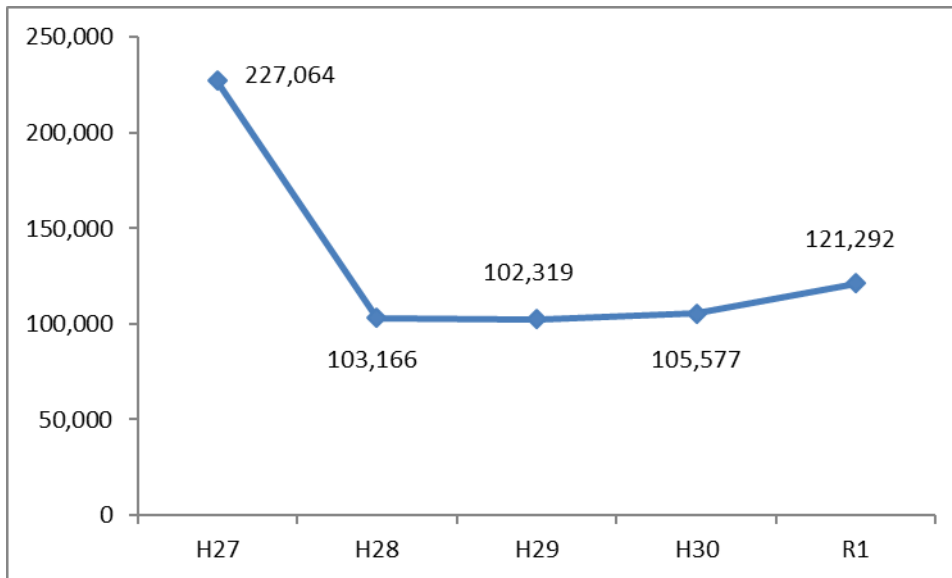


資源化の対象とする分別品目は、収集形態により4分類されますが、回収量は減少し続けています。主な要因は、市内で増加傾向にある民間資源回収場所への流出と考えられ、それにより、分別収集や集団回収の回収量が大きく減少しています。

3 ごみ処理費用

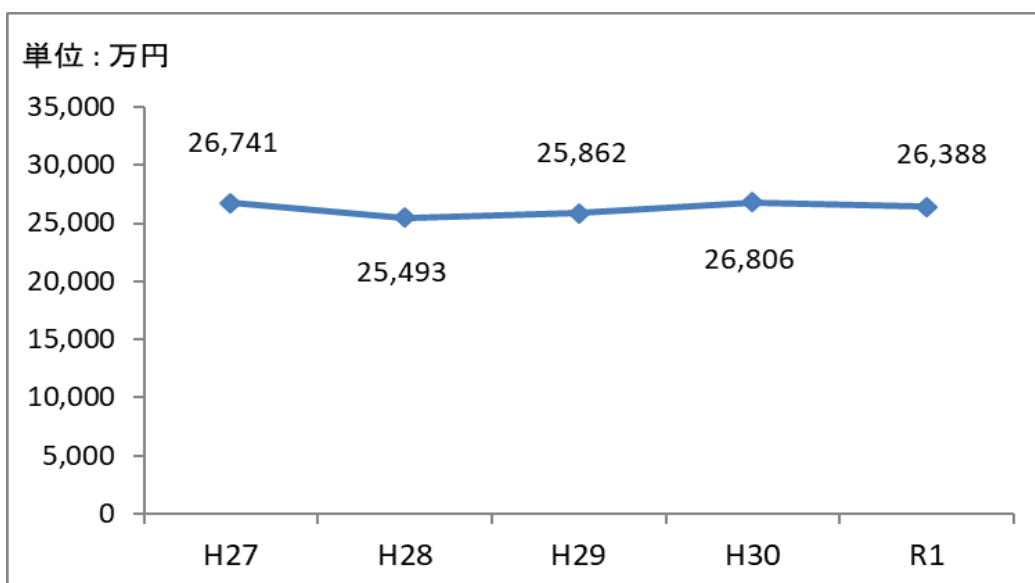
(1) ごみの処理費

単位：万円



環境センターで処理したごみの収集運搬、中間処理、最終処分に要した費用を表したものです。環境センターの長寿命化工事のため、平成27年度は処理費が増加しましたが、工事費用を除いた1 t当たり処理費は28,125円となりました。令和元年度は環境センターの火災の影響で、34,469円となりました。

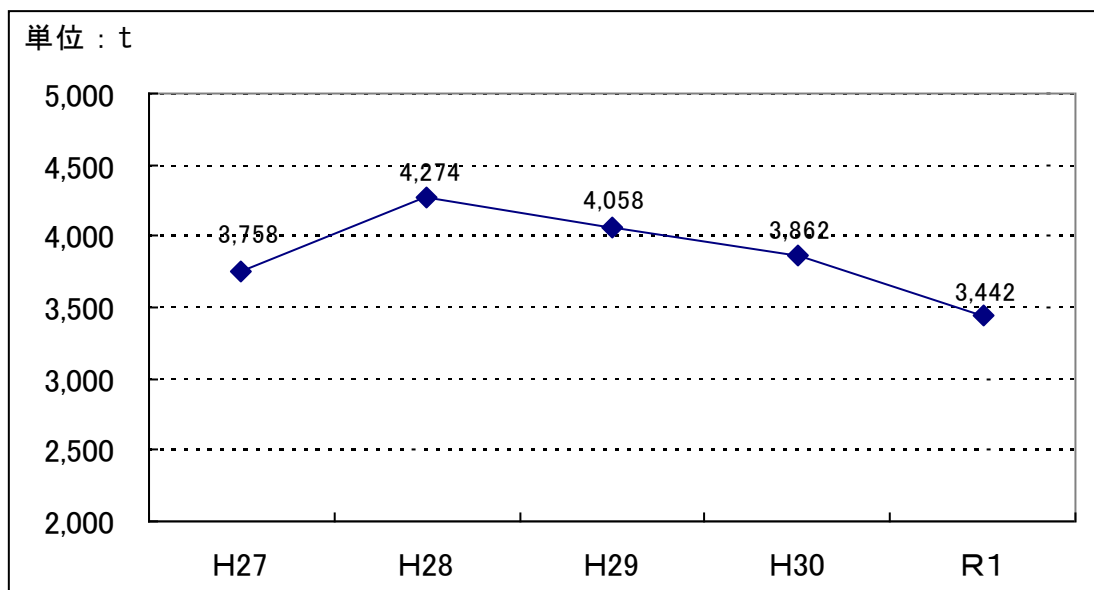
(2) リサイクル資源等の処理費



分別収集及び地域ステーションに係る収集運搬委託料、プラスチック製容器包装の収集運搬・処理委託料、資源再生推進奨励金を含む費用を表したものです。令和元年度の1 t当たりの処理費は43,327円となりました。

4 最終処分状況

(1) 最終処分量



(2) 処分の内訳

単位：t

区分	H27	H28	H29	H30	R1
愛知臨海環境整備センター	3,067	3,583	3,364	3,469	3,442
民間処分場	691	691	694	393	0
計	3,758	4,274	4,058	3,862	3,442

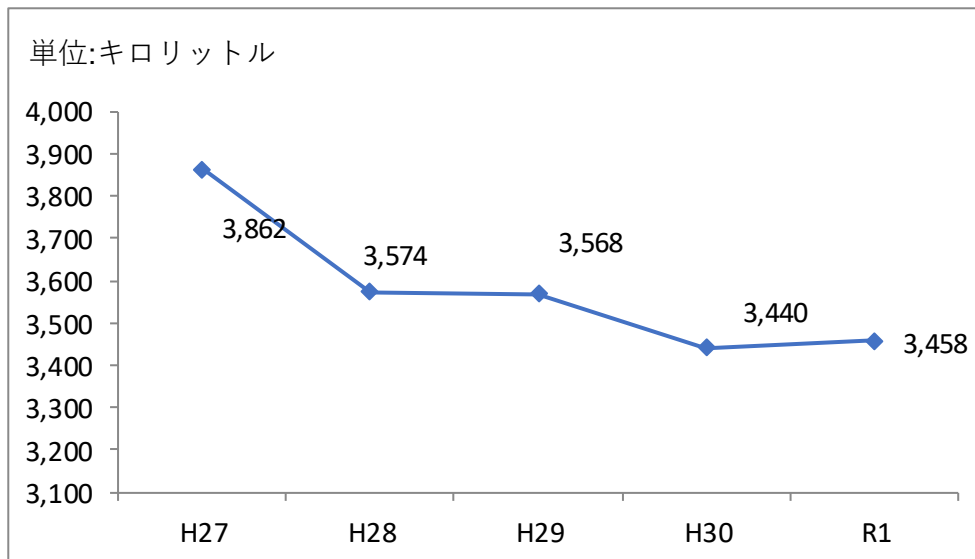
環境センターで処理した後に発生する焼却灰は、その一部を資源化したのち、最終処分場で埋立処分をしています。令和元年度の最終処分量は、処理したごみ量の10.3%にあたる3,442トンとなりました。

焼却灰の資源化については、これまでの焙焼に加え、平成30年度からセメント化をしています。

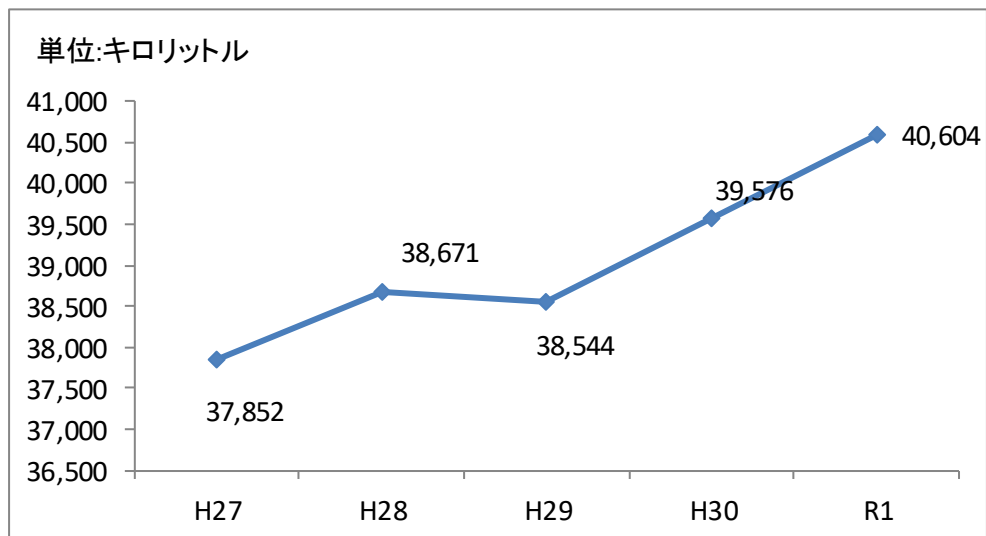
なお、本市には最終処分場がないため、愛知臨海環境整備センター及び民間処分場へ処分を委託していましたが、令和元年度からは、愛知臨海環境整備センターへのみ処分を委託しています。

5 し尿・浄化槽汚泥処理量

(1) し尿の処理量



(2) 浄化槽汚泥の処理量



し尿及び浄化槽汚泥は、平和浄化センターで処理しています。過去5年間でし尿の収集量は10.5%減少、浄化槽汚泥は7.3%増加しました。

6 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から見る本市の問題点は、ごみの排出量が減少しないこと、資源収集量の減少によりリサイクル率の増加が見込めないこと、建設改良費を含んだごみ処理費用が増加していることがあげられます。

本市におけるごみ処理の主な課題は、次のとおりです。

(1) ごみの発生と排出の抑制

ごみの発生と排出を抑制するために、今後も引き続き、市民・事業者・市の協働のもと減量目標を設定し、具体的な対策を施す必要があります。また、景気動向やライフスタイルの変化により、ごみ量は増加傾向にありますが、市民に対しごみ減量に向けて高い意識を持ってもらえるよう働きかけ、より一層の取組みを進めてもらうことが有効です。

なお、今後のごみの減量化施策として、愛知県内の市町村で取組みが見込まれるごみ有料化・戸別収集については、調査・研究を進め、本市に適した制度のあり方を検討する必要があります。

(2) リサイクルの推進

本市では、分別収集が定着してきましたが、リサイクル資源がごみに出されるケースがまだまだ見受けられます。資源とごみの分別を徹底するとともに、リサイクル技術の向上等による分別の変更を適時取り入れ、リサイクルの推進を図る必要があります。

また、行政区における分別収集の維持と併せて、子ども会等の市民団体が実施する集団回収を促進していくことが必要です。民間資源回収場所が増加する中、そこでは回収されないガラスびん類や使用済み乾電池・使用済み水銀製品等の排出機会を維持することが求められますので、拠点回収の拡大に向けても検討が必要です。

(3) 最終処分量の削減及び適正処理

本市には最終処分場がないため、市外へ処分を委託していますが、搬入物や搬入量に厳しい制限があります。このため、リサイクルの推進とともに、ごみの発生と排出を抑制し、ごみの最終処分量を少しでも削減することが重要です。

また、焼却灰の再資源化についても引き続き取り組んでいくとともに、より効率の良い手法について検討する必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1 計画の基本方針

本計画は、循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、次の3点をごみ処理の基本方針として策定します。

- 1 ごみの発生と排出の抑制
- 2 リサイクルの推進
- 3 変化に柔軟に対応したごみ減量対策の実施

2 計画の項目

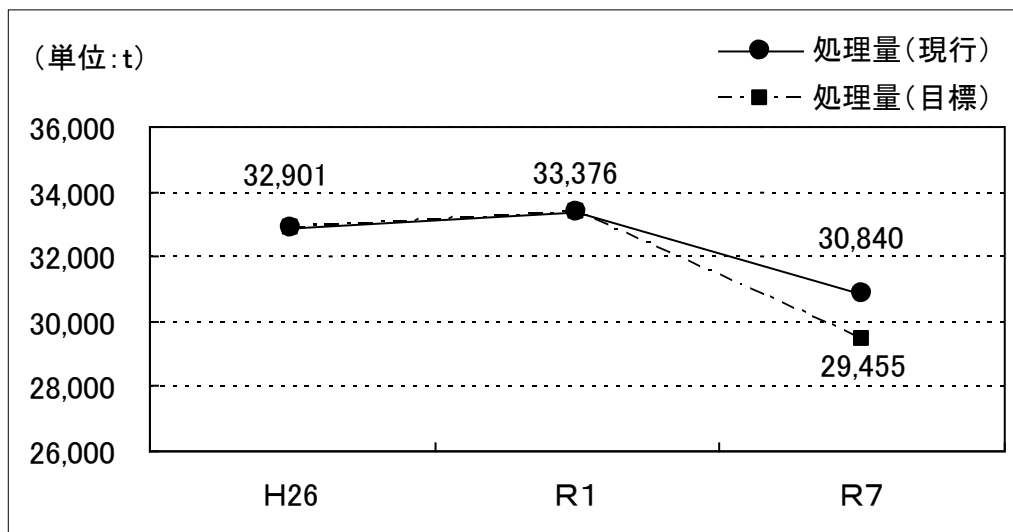
ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項について策定することとされています。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

本計画は、これらの項目を中心に策定し、併せて目標年次における減量目標値及びリサイクル推進の目標値を設定します。

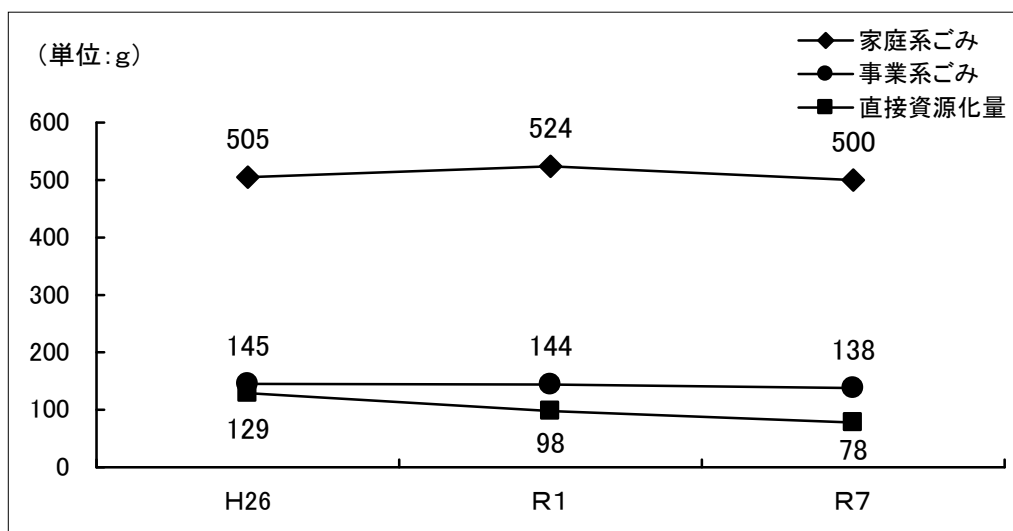
3 ごみ処理量の見込み

(1) 現行と計画のごみ処理量



人口の減少、事業活動の変動により発生するごみ量に対し、本計画を推進し、令和元年度の環境センターごみ処理量 33,376 t に対し、減量施策をとらない場合の令和 7 年度の処理量 30,840 t を 29,455 t に減量する計画とします。

(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ、事業系ごみ、直接資源化量の見込み



1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、国の廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標量を参考に、令和 7 年度には令和元年度比 4.6%・24 g 減量することを目標とします。

また、直接資源化量のリサイクル資源は、平成 26 年度以降、5 年間で 24%・31 g 減少しています。本計画においては、これを令和 7 年度までの 6 年間で、20.4%・20 g の減少に止めることを目標に収集を見込みます。

(3) 処理量 計画の内訳

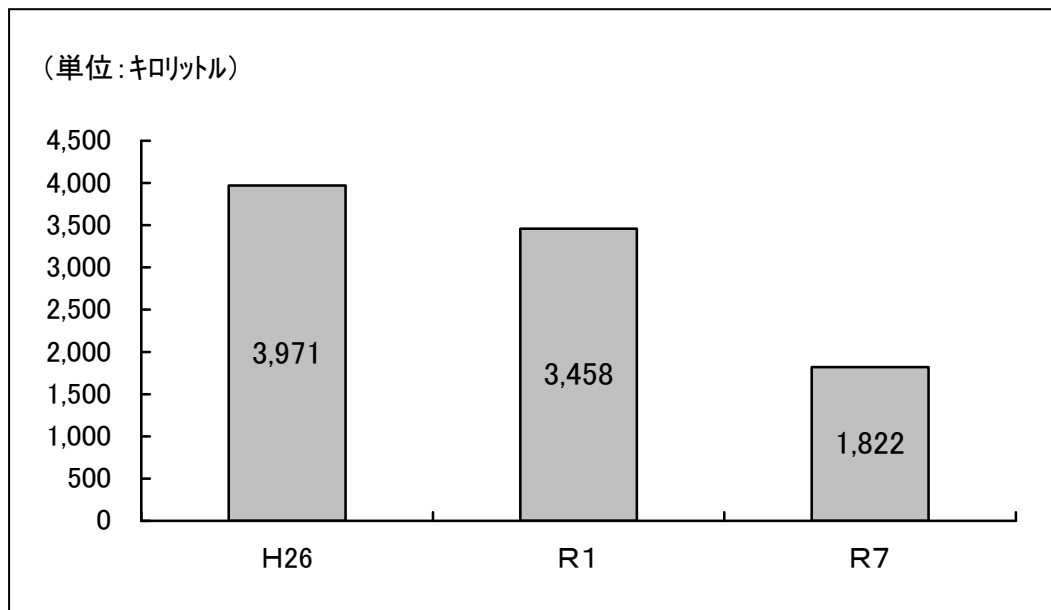
単位：t

区 分		H26 実績	R 1 実績	R 7 見込		
総人口 ※ 10/1 [人] (A)		138,577	136,887	126,487		
処 理 量	環境センター処理量	家庭系	可燃ごみ (B)	23,018	23,290	20,588
			不燃ごみ (C)	2,490	2,788	2,418
			粗大ごみ (D)	68	106	78
		計 (E)	25,576	26,184	23,084	
		事業系	可燃ごみ (F)	7,243	7,082	6,275
			不燃ごみ (G)	82	110	96
	計 (H)		7,325	7,192	6,371	
	計 (I)	32,901	33,376	29,455		
	資源化量	直接資源化	集団回収 (J)	1,907	1,188	873
			分別収集 (K)	4,539	3,145	2,068
			地域ステーション (L)	207	104	55
			プラスチック製容器包装 (M)	1,741	1,588	1,422
			拠点回収 (N)	41	65	69
		計 (O)	6,528	4,902	3,614	
		施設処理資源化	小型家電資源化 (P)	26	88	133
破碎処理施設回収 (Q)			504	80	453	
焼却灰資源化 (R)			483	786	679	
計 (S)	1,013	954	1,265			
計 (T)	9,448	7,044	5,752			
処 理 量 計 (U)		42,349	40,420	35,207		
最 終 処 分 量 (V)		4,139	3,442	3,322		
リサイクル率 (T÷(I+J+O)) [%] (W)		22.9	17.8	16.9		
a 家庭系1人1日当たりのごみ量 (E) [g]		505	524	500		
b 事業系1人1日当たりのごみ量 (H) [g]		145	144	138		
c 小 計1人1日当たりのごみ量 (a+b) [g]		650	668	638		
d 1人1日当たりの直接資源化量 (O) [g]		129	98	78		
合 計 (c + d) [g]		779	766	716		
1人1日当たりの処理量 (集団J含む) [g]		817	790	735		

※総人口：H26、R 1は実績値、R 7はごみ処理基本計画策定指針の目標量等から推計。

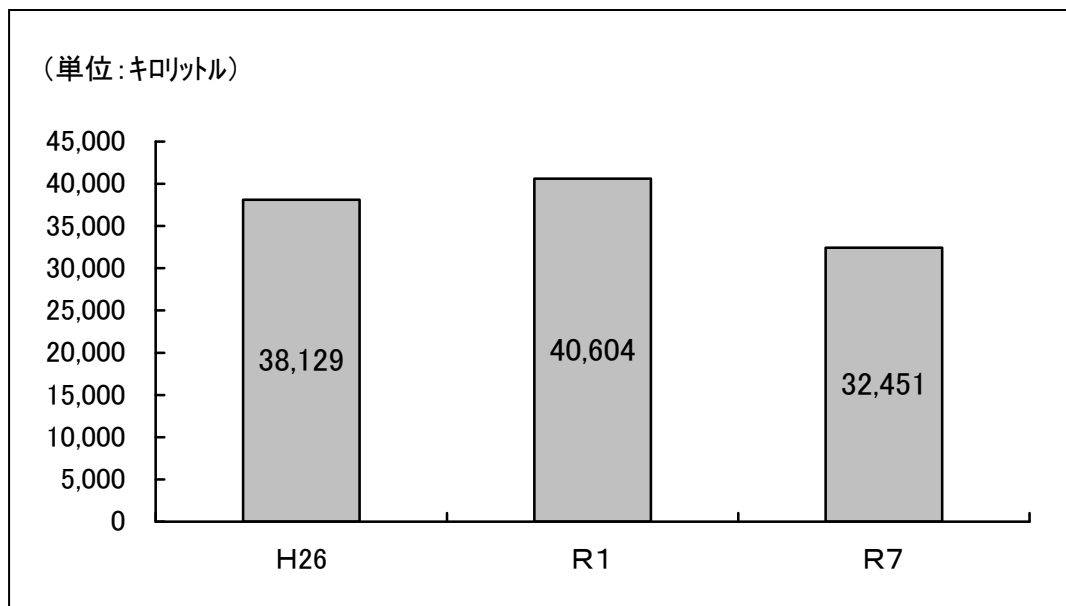
4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の見込み

(1) し尿の処理量



平成 26 年度のし尿汲取り世帯数は、約 3,000 世帯であり、合併浄化槽や公共下水道の普及に伴い、この数は減少していきます。過去 5 年間でし尿汲取り世帯数は約 2,500 世帯となり、し尿の処理量も 12.9%減少しました。

(2) 浄化槽汚泥の処理量



個別浄化槽、集中浄化槽、農業集落排水等の浄化槽汚泥の計画処理量を表したものです。過去 5 年間で浄化槽汚泥の処理量は 6.5%増加しましたが、今後は公共下水道等の普及に伴い、緩やかに減少していくものと見込まれます。

5 ごみの発生・排出抑制のための方策

(1) 市の取組み	
	① 生ごみの水切り、食品ロス削減のための食べきり、ごみを出さない調理方法や段ボールコンポストの普及等、生ごみの減量を啓発します。
	② リユースを推進するために「もったいないの心を大切に」をモットーに、フードドライブの促進、リユース文庫の利用等を実施します。
	③ リサイクルを推進するために、分別収集及び集団回収を促進します。また、排出機会の拡大に向け、常設拠点における回収の拡大について検討します。
	④ リサイクル技術の向上等による分別の変更について検討し、適時適切な分別を決定し周知します。
	⑤ 事業系ごみの減量に向けて、他市の先進事例を調査・研究し、本市で行うにあたっての効果的な施策について検討します。
	⑥ 地域や学校、保育園、事業所に出向き、ごみ処理の情報を提供し、ごみ処理に対する意識を高めるために、積極的に出前講座を開催します。
	⑦ ごみやリサイクル資源の集積場所、また、拠点回収の受付時などにおいて、分別・排出方法の指導を図ります。
	⑧ ホームページ、SNS、スマートフォン向けアプリ等の活用方法について積極的に模索し、より幅広く効果的な情報発信に努めます。
(2) 市民の取組み	
	① 資源とごみの分別を徹底し、排出マナーを守ります。
	② 使い捨て商品の購入や使用を控え、過剰な包装を辞退します。
	③ 必要なものだけを購入するなど計画的な買い物をし、食品ロスを削減します。
	④ 身の回りで繰り返し使えるものは、できる限り長く使用します。
	⑤ 地域における資源回収等に協力し、ごみの減量とリサイクルを推進します。
(3) 事業者の取組み	
	① 一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、適正に処理します。
	② ごみ量を把握し、可能な限り資源化に努めます。
	③ 過剰包装を抑制し、簡易包装を推進します。
	④ 消費期限の短い食品を販売する際は、食品ロス削減のため、仕入れと製造の適量化を図ります。
	⑤ 書類のデータ化、使用済み封筒の再使用やミスコピーの裏紙を利用するなど、紙ごみを出さないよう努めます。
	⑥ 再使用・再資源化できる商品の自主回収に努めます。

6 分別の種類及び区分

分別の種類及び分別の区分は、次のとおりとします。

(1) ごみ

種 類		分 別 の 区 分		
家 庭 系	1 可燃ごみ	1 区分		
	2 不燃ごみ	1 区分		
	3 粗大ごみ	2 区分	①特定家庭用機器以外②リサイクル料金納付済みの特定家庭用機器 (排出者が運搬できない場合に限る)	
	4 プラスチック製容器包装	1 区分		
	5 使用済み乾電池	1 区分		
	6 使用済み水銀製品	2 区分	①温度計・血圧計・体温計 ②蛍光管	
	リ サ イ ク ル 資 源	(1) 紙類	5 区分	①新聞紙・チラシ ②雑誌 ③雑がみ ④段ボール ⑤牛乳パック
		(2) 布類	1 区分	
		(3) ガラスびん類	4 区分	①無色 ②茶色 ③緑色 ④その他の色
		(4) 金属類	2 区分	①スチール缶、小物の鉄類 ②アルミ缶
(5) ペットボトル		1 区分		
(6) 使用済み天ぷら油		1 区分		
(7) 使用済み小型家電		1 区分		
事 業 系	1 可燃ごみ	1 区分		
	2 不燃ごみ	1 区分		

(2) し尿・浄化槽汚泥

種 類	分 別 の 区 分
し尿	1 区分
浄化槽汚泥	1 区分

(3) 処理困難物及び排出禁止物の指定

処理困難物及び排出禁止物の主なものは次のとおりとし、ごみ処理実施計画において定めます。これらのものは、排出者の責任において適正に処理するものとします。

区 分	主 な 品 目
有毒性物質・危険物	プロパンガスボンベ、農薬、薬品
自動車用品	タイヤ、バッテリー、エンジンオイル
塗料類	ペンキ、シンナー
建設廃材	瓦、コンクリートブロック、ガレキ、解体木材
機械等	農業用機械、二輪車
産業廃棄物	廃プラスチック類、廃油、焼却灰、汚泥
その他	消火器、耐火金庫、ピアノ、温水器、浴槽

(4) 特定家庭用機器

特定家庭用機器は家電リサイクル法の対象となるため、ごみとして処分できません。家電リサイクル料金等を支払い、リサイクルする必要があります。

区 分	主 な 品 目
家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の対象となるもの	テレビ、エアコン（室外機を含む）、冷蔵庫・冷凍庫・保冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機

7 処理及び実施主体

処理及び実施する者に関する区分は次のとおりとします。

(1) ごみ

	区 分	収集・運搬	処 理
家庭系	1 可燃ごみ	稲沢市・委託業者	稲沢市・許可業者
	2 不燃ごみ	稲沢市・委託業者	稲沢市・許可業者
	3 粗大ごみ	委託業者	稲沢市
	4 プラスチック製 容器包装	委託業者	委託業者
	5 使用済み乾電池	稲沢市・委託業者	委託業者
	6 使用済み水銀製品	稲沢市・委託業者	委託業者
	7 リサイクル資源	稲沢市・委託業者	委託業者
事業系	1 可燃ごみ	許可業者	稲沢市
	2 不燃ごみ	許可業者	稲沢市

※容器包装リサイクル法に基づく保管施設及び一般廃棄物処理業の許可に関する処理施設については、ごみ処理実施計画で掲げるものとします。

※市では処理できない一般廃棄物のリサイクルを安定的に行うことが可能な処分業の許可申請は、一定のごみ減量効果が見込まれるものに限定し受け付けることとします。

(2) し尿・浄化槽汚泥

	区 分	収集・運搬	処 理
	し尿	許可業者	稲沢市
	浄化槽汚泥	許可業者	稲沢市

※収集・運搬に係る区域指定については、ごみ処理実施計画で掲げるものとします。

8 処理施設の整備

ごみの中間処理施設及びし尿処理施設は、現行の処理施設の適正運用、適正管理に努め、長期利用を図るものとします。

また、プラスチック製容器包装の選別、圧縮、梱包、保管施設については、民間業者を活用するものとします。

(1) ごみ処理施設

稲沢市環境センター

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理は、環境センターで行います。運用にあたっては、引き続き、環境への負荷を極力減らすとともに、ごみ処理施設の長期利用を図ります。

(2) し尿処理施設

稲沢市平和浄化センター

し尿・浄化槽汚泥の処理は、平和浄化センターで行います。運用にあたっては、引き続き、施設の老朽化に対する整備を行うとともに、環境への負荷の低減及び施設の長期利用を図ります。

(3) 最終処分場

本市には最終処分場がないため、焼却灰等は愛知臨海環境整備センターで処分を行います。

9 計画の推進

本計画を実効性のあるものとするために、計画の推進にあたり取り組むべき事項を、次のとおりとします。

(1) 廃棄物減量等推進審議会の開催

廃棄物減量等推進審議会において、市民、各種団体の代表者、事業者の代表者の意見や要望を反映させるとともに、諸施策の進捗状況、ごみ処理量を報告し、必要な事項について審議します。

(2) 地域力の活性化

地域やNPO法人・福祉団体等と連携を図り、ごみ減量活動、リサイクル推進活動を促進します。

(3) 広報PR及び情報公開

計画の進行状況を広報紙やホームページで公開し、客観的な計画の進行管理に努めます。

(4) 進行管理

計画の推進にあたっては、毎年ごみ処理実施計画を策定し、減量目標値のチェック、施策の効果測定等の進行管理を行い、効果的な対策を機動的に行うこととします。

ごみ処理基本計画

平成 28 年度～令和 7 年度

令和 3 年 3 月改定（平成 28 年 3 月策定）

発行 稲沢市

編集 稲沢市経済環境部資源対策課

稲沢市中野川端町 74 番地（環境センター内）

電話 0587-36-0135